

Q 1 事業の趣旨・目的は何か。

A 国内外から多くの人が集まる万博の年は、府内の食品・雑貨などの製造や卸売りの中小企業・小規模事業者にとっても絶好のビジネスチャンスです。本事業において万博の機運醸成を図るとともに、地域の魅力を発信できる大阪みやげを販売し、府民をはじめ来阪者との接触をふやすことで、万博開催後の販路拡大にもつなげます。

Q 2 これまで府において実施してきた販路開拓支援と何が違うのか。

A 本事業は、これまで支援してこなかった主要駅や空港などの販売の場を事業者へ提供するものです。

Q 3 1事業者1品としたのはなぜか。

A 本事業では、より多くの府内中小企業・小規模事業者にビジネスチャンスの機会を得てもらうことを目指しているためです。

Q 4 「お土産に適する」とはどのような基準で判断すればよいのか。

A お土産として持ち帰ることができるような食品、雑貨、工芸品等とし、食品については、生鮮食品、加工食品等であるかは問いません。ただし、大阪代表商品の選考にあたりましては、商品の形態や保存方法、消費期限などが販売場所の条件に合致したものであるかどうか等も審査させていただきます。

Q 5 異なる3種の味の地ビールは、3つまとめて1品として認められるのか。

A 認められます。3種を1つに箱詰めされていなくても、同型同種の味違いのものはまとめて1品とします。

Q 6 同じまんじゅうを5個詰めしたもの、10個詰めしたものはそれぞれ1品となるのか。

A 1品として差し支えありません。

Q 7 全く同じ素材(原料)配合のバスタオルとハンドタオルはそれぞれ1品となるのか。

A 同型同種ではないため、1品とはなりません。ただし、これらをセットとして1箱詰めの商品とする場合はこの限りではありません。なお、異なった素材(原料)の商品でも1箱詰めにした場合は、1品とみなします。

Q 8 ガラス細工の工芸品やお皿や湯呑などの陶芸品も対象となるのか。

A 対象となります。

Q 9 冷蔵・冷凍食品も対象となるのか。

A 対象となります。ただし、大阪代表商品の選考にあたりましては、商品の形態や保存方法、消費期限などが販売場所の条件に合致したものであるかどうか等は審査されます。また、冷凍食品を販売する場合は、施設によって別途冷凍庫のリース料などを出品事業者にご負担していただく場合があります。

Q 10 包丁などの刃物も対象となるのか。空港では販売できないのではないのか。

A 対象となります。空港で販売できない場合は、主要駅や隣接施設での出品に向けた調整を行います。

Q 11 既に百貨店や空港で販売されている土産物も応募できるのか。

A 応募できます。ただし、既に売れている商品や知名度の高い商品(事務局が販路開拓支援の必要がないと判断した商品)は、大阪代表商品選考の対象外となる場合があります。

Q 12 既存のブランド認定等商品は、府、市町村が認定等したものに限定されるのか。
(商工会議所が認定等しているものは対象外なのか。)

A 府及び府内市町村が認定等する商品のほか、商工会、商工会議所等の公共的団体が認定等する商品も既存のブランド認定等商品に含まれます。なお、募集要項の2(3)②において、府が示す既存のブランド認定等一覧にないブランドの場合は、全体事務局又は地域選考会事務局へお問い合わせください。

Q 13 既存のブランド認定等商品は、応募時に証明が必要なのか。

A 証明は必要ありませんが、応募時に既存のブランド認定等商品かどうかを記載していただけます。応募後、各地域選考会事務局における予備審査において、その事実を確認させていただく場合があります。

Q 14 既存のブランド認定等商品について、複数の商品で認定等を受けている場合は、それらすべてを応募できるのか。

A 既存のブランド認定等を複数の商品で受けているかどうかに関わらず、1事業者につき1品とします。

Q 15 既存のブランド認定等を受けている商品と認定等を受けていない商品をセットで1商品として応募した場合、地域代表商品選考会は免除されるのか。

A 既存のブランド認定等を受けていない商品が含まれるセット商品は、地域代表商品選考会は免除されません。
(令和6年7月10日追加)

Q 16 既存のブランド認定等商品ではなく、同事業者が持つ他の商品を応募できるのか。

A 応募できます。
ただし、この場合、地域選考会における審査は免除されません。

Q 17 企業や事業者を対象として認定等を受けている場合、どの自社商品を応募しても、地域代表商品選考会は免除されるのか。

A 免除されません。既存ブランドの認定等を受けている商品に対するものだけが地域代表商品選考会の免除対象となります。
(令和6年7月10日追加)

Q 18 過去にブランド認定等を受けた商品で、応募時点で当該制度が廃止、または認定等の有効期間が切れている場合は、ブランド認定等商品として認められるのか。

A 制度が廃止されているブランド認定商品につきましては、当事業の「既存のブランド認定等商品」の対象外とします。

Q 19 既に販売中の商品について、主要駅等で販売する令和7年4月までに改良する場合、応募はどのようにすればよいのか。

A 改良後の商品規格予定及びパッケージイメージで応募して差し支えありません。
(現状の商品規格及び写真で応募し、今後の改良等の予定を記載してもらってもかまいません。)

Q 20 申込の時点で開業していなくても応募は可能か。

A 開業していない事業者は、中小企業・小規模事業者ではありませんので、応募できません。
(令和6年7月10日追加)

Q 21 府内に販売代理店のみが所在している場合は応募できるのか。

A 応募できます。

Q 22 一つの商品を複数の事業者で扱っている場合は、いずれの事業者からも応募が可能か。
(複数の地域ブロックへ応募が可能か。)

A 本事業では、商品の募集を原則としているため、複数事業者から同じ商品の応募があった場合、当該複数事業者間で協議の上で、1事業者から応募することとしています。
協議がまとまらない場合は、すべての応募を認めません。
なお、応募に関し、商品製造者の同意を得ることを要件としています。

Q **23** 本店が大阪市内で、製造場所が堺市内の場合は、どの地域として応募すればよいのか。

A いずれの地域での応募でも差し支えありません。
なお、選考過程において、商品等の地域性等が考慮されることを踏まえて判断してください。

Q **24** 個人事業者でも応募できるのか。

A 府内の小規模事業者も対象としているため、応募できます。

Q **25** 社会福祉法人、NPO法人、農業法人などが製造・販売する商品は対象となるのか。

A 本事業では、より多くの府内中小・小規模事業者、
あるいは団体にビジネスチャンスの機会を得てもらうことを目指しているため、対象とします。

Q **26** 市町村のゆるキャラをモチーフにした商品は対象となるのか。

A 対象とします。
ただし、市町村が直接販売(委託販売を含む)する商品は対象となりません。

Q **27** いわゆる「みなし大企業」は応募できるのか。

A 応募できます。

Q **28** 応募はどこにすればよいのか。

A プロジェクトサイト「OSAKA PRIDE PRODUCTS 2025」(<https://www.osaka-daihyo.jp/>)の応募
フォームによる応募のみとなります。
不明な点があれば、地域ブロックの商工会議所またはプロジェクト事務局へ問合せください。

Q **29** 商工会・商工会議所の会員でないと応募できないのか。

A 本事業への応募は、商工会・商工会議所の会員、非会員を問わず応募できます。

Q **30** 地域代表商品選考会の審査は誰がどのように行い、いつ決定するのか。

A 地域代表商品選考会は、府内統一の選考基準に基づき、地域ブロック毎に実施します。(8ブロック)

【大阪市域】大阪商工会議所
【豊能地域】豊中商工会議所
【三島地域】吹田商工会議所
【北河内地域】北大阪商工会議所
【中河内地域】東大阪商工会議所
【南河内地域】松原商工会議所
【泉北地域】堺商工会議所
【泉南地域】岸和田商工会議所

各ブロックにおいて、バイヤー等の専門家による審査が実施され、8月下旬を目途に決定します。

Q **31** 地域代表商品選考会の審査結果は通知してくれるのか。

A 府で各地域代表商品選考会の結果をとりまとめの上、各会議所を通じて、9月上旬に結果通知します。

Q **32** 地域代表商品選考会の審査で選定されなかったら、それ以上の支援はないのか。

A 選定されなかった事業者に対しましては、別途、商工会・商工会議所における経営・専門相談を含め、
他の事業での支援を活用いただくようお願いいたします。

Q **33** 講習会とワークショップはなぜすべて受講する必要があるのか。事業者の希望するものだけで十分ではないか。

A 本事業は、主要駅や空港等での出品経験のない中小・小規模事業者を中心に支援を行い、販路開拓に関する知識やノウハウを学んでいただく趣旨で実施するものですので、ご理解ください。

Q **34** 既存のブランド認定等事業者が受講希望した場合、すべてを受講できるようにしてほしい。

A 5回の講習会については、リアル配信とアーカイブ配信をしますので、計画的に活用していただきますようお願いいたします。ワークショップにつきましては、その性質上、リアル開催のみとなり、受講枠に上限があるため、ご希望に添えない場合や受講日程の変更をお願いすることがありますのでご了解ください。

Q **35** 地域代表商品に選定された事業者は、改めて大阪代表商品の選考へ応募しなければならないのか。

A 再度の応募の必要はなく、自動的にエントリーされたものとして扱います。

Q **36** 商品の改良とは、具体的にどのようなものか。

A 地域代表商品に選定された商品の大阪代表商品選考会へのエントリー(自動)に際しましては、当初に応募した商品形態の原型を保ったままの変更や、味などを変更したものは改良と認めますが、当初応募商品の原型が残らないような商品への改良は認められません。

Q **37** 大阪代表商品選考会の審査は誰がどのように行い、いつ決定するのか。

A 大阪代表商品選考会は、バイヤー等のマーケティング等の専門的知識を有する審査員により、地域代表商品選考会と同一の基準で審査し、12月末を目途に決定します。

Q **38** 大阪代表商品選考会にエントリーしないことも可能なのか。

A 大阪代表商品選考会にエントリーしないことは想定していません。(自動エントリーとします)ただし、事業者のやむを得ない事情等により、辞退する場合は、個別に調整させていただきます。

Q **39** 大阪代表商品選考会も地域代表商品選考会と同様、書面による審査のみとなるのか。

A 書面審査のみとしています。

Q **40** 大阪代表商品選考会の審査結果は通知してくれるのか。

A 12月末を目途に結果通知します。

Q **41** 大阪代表商品選考会において選定されなかった場合、その理由は示してくれるのか。

A 希望する事業者に対しましては、審査結果の理由等をフィードバックします。

Q **42** 大阪代表商品に選定されなかった地域代表商品について、出品支援はないのか。

A 500品に選定された地域代表商品につきましては、地域の物産展などへの出品支援を府において検討しています。

Q **43** 出品場所や時期の希望はできるのか。

A 大阪代表商品選定後、各事業者と個別に調整します。

Q **44** 空港での販売を希望しないことは可能か。

A 可能です。
なお、空港での販売を希望することも可能であり、大阪代表商品選定後、各選考事業者と個別に調整します。

Q **45** 出品に係る事業者の費用負担は。

A 販売の場への搬入、残品の返却費用は事業者負担とします。ただし、販売の場の出品条件により、売り上げの一部を施設利用料等として施設側へ支払っていただくことがあります。

Q **46** 出品する商品は、大阪代表商品選定時のものから変更できるのか。

A 原則、変更できません。
ただし、改良に相当する場合は変更できます。

Q **47** 出品事業者は、販売期間中、必ず販売員を配置しなければならないのか。

A 本事業では、実際の売場に立っていただき、消費者の生の声を聞くことで、商品開発や販売促進に役立てていただくという趣旨で、必要かつ可能な範囲で配置をお願いしています。
ただし、従業員数などの経営形態等から、配置が困難な場合は、個別に調整します。

Q **48** 販売の場に係る広報・周知の媒体、費用は府が負担してくれるのか。

A 広報・周知に係る費用は、原則、本事業において負担します。

Q **49** 出品に際し、冷蔵庫や冷凍庫が必要な場合は、その費用は府が負担してくれるのか。

A 設備、装飾に係るリース料等につきましては、原則、本事業において負担します。
ただし、特定の事業者のみに係る設備のリース等は、個別協議によるものとします。

Q **50** 販売の場において、試食・試飲を実施する場合は、その商品に係る費用は府が負担してくれるのか。

A 試食及び試飲は必須としていないため、実施する場合は事業者の負担とします。

Q **51** レジ袋などの包装資材については、府が負担してくれるのか。

A 販売の場の精算方法によるが、原則、本事業において負担します。
(個別の協議、調整を経て、事業者負担とする場合があります。)

Q **52** 「大阪代表商品」のロゴなどを印刷する必要はあるのか。

A ロゴは作成しません。
「大阪代表商品」は商品群として売り出すこととしています。